

令和3事務年度国税庁実績評価事前分析表における 測定指標の目標値の設定について

資料2

1. 目標値の設定(施策:業1-2-1-1:オンライン申告の推進)

令和3事務年度国税庁実績評価事前分析表において、令和2年度(集計期間:会計年度)の実績が集計中であったため、令和3年度の目標値を暫定的に「増加」としていた一部の測定指標について、下表①のとおり目標値を設定します。

国税庁のオンライン利用率については、下記2のとおり算定方法を見直しており、実績評価の目標値についても、見直し後の算定方法により算出した実績値(下表②)に基づき設定(下表①)しています。

なお、令和2事務年度国税庁実績評価書(案)に記載した実績値については、見直し前の旧来の算定方法により算出したものであり、下表の指標のいずれも目標値を上回っています(下表〔参考〕欄参照)。

指標番号	指標名	① 3年度 目標値	② 算定方法 見直し後の 2年度実績値	〔参考〕 2年度	
				目標値	実績値
[主]業1-2-1-1-A-1	e-Taxの利用状況(所得税の申告手続)	60%	55.2%	62%	64.3%
[主]業1-2-1-1-A-3	e-Taxの利用状況(消費税の申告手続) (個人)	70%	67.8%	72%	77.1%

(注) 令和3事務年度国税庁実績評価事前分析表における施策「オンライン申告の推進」の測定指標(業1-2-1-1-A-1~A-4)のうち、上記の2つの指標以外の既に設定済みの目標値については、下記2の見直し後においても変更はありません。

2. 算定方法の見直し

国税庁では、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、本年10月に各手続のオンライン利用率の目標値を設定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため、算定方法を見直しました。

(見直しの内容)

- ・これまで分子をオンライン利用の件数、分母を申告者数としていましたが、分子・分母ともに件数ベースとしました。
- ・地方公共団体が収受した所得税及び消費税(個人)の書面による申告書の申告件数を分母に含めることとしました。